

豊橋市広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ホームページ、財産等の市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 広告主 広告を掲載しようとする者をいう。
- (4) 部長 豊橋市決裁規程(昭和43年豊橋市訓令第4号)第2条第1号に規定する部長(上下水道局長を除く。)をいう。

(広告掲載の範囲)

第 3 条 広告掲載は、広告媒体として活用する市の資産の用途及び目的を妨げず、かつ、市が実施する他の事務及び事業に支障を及ぼさない範囲内で行うものとする。

2 広告掲載を行う広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告の内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を保てるものでなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は宗教性のあるもの

- (5) 迷信又は非科学的なもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (7) 個人の氏名を広告するもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものその他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として適当でないとして市長が認めるもの

4 広告掲載に係る業種及び事業者、前項各号に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告掲載の決定)

第4条 広告掲載を行う広告媒体は、当該広告媒体を所管する部長が財務部長に協議して決定するものとする。

2 広告掲載を行う広告の審査及び広告掲載の実施判断は、当該広告媒体を所管する部長が行うものとする。

(広告の種類等)

第5条 部長は、広告掲載を実施しようとするときは、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 広告の種類及び規格
- (2) 広告の掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料又は広告掲載料に係る予定価格
- (4) 選定方法
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、部長が必要と認める事項

(広告掲載の取消し)

第 6 条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載を行う広告が第 3 条第 3 項又は第 4 項に定める基準に違反することとなったとき。

(2) 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。

(3) その他特に広告掲載が適当でない認められるとき。

(広告主の責任等)

第 7 条 広告及び広告主が指定したリンク先の W e b ページの内容その他広告掲載に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告掲載に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(関係法令等との調整)

第 8 条 部長は、広告媒体及び広告の態様に応じ、豊橋市屋外広告物条例 (平成 1 0 年豊橋市条例第 5 4 号) その他関係法令等の規定に従うものとし、必要に応じてあらかじめ担当部局と調整するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 8 月 1 6 日から施行する。